

◇ 「日本の労働者の賃金—現状とその構造的要因」について

■ 現状

① 総務省統計局・労働力調査(基本集計) 2021年「令和3年」3月分結果

(就業者数) 6649万人。前年同月に比べ51万人の減少。

(雇用者数) 5967万人。前年同月に比べ42万人の減少。

(正規の職員・従業員数) 3560万人。前年同月に比べ54万人の増加。

(非正規の職員・従業員数) 2054万人。前年同月に比べ96万人の減少。

(完全失業者数) 188万人。前年同月に比べ12万人の増加。14か月連続の増加。

(「」・求職理由別) 「勤め先や事業の都合による離職」が33万人、前年同月比10万人の増加。「自発的な離職(自己都合)」が70万人、同1万人の減少。「新たに求職」が58万人、同12万人の増加

(年齢階級別完全失業者数) 男性の完全失業者数は「25～34歳」及び「35～44歳」を除く全ての年齢階級で、前年同月に比べ増加。女性の完全失業者数は「15～24歳」、「55～64歳」及び「65歳以上」の年齢階級で、前年同月に比べ増加。

(非労働力人口) 4203万人。前年同月に比べ5万人の増加。

② 厚生労働省・令和2年賃金構造基本統計調査結果の概況(令和3年3月31日公表)

【一般労働者(短時間労働者以外の労働者)の賃金】

(1) 男女計(月額) 307,700円(前年比(注)0.6%増)・男性 338,800円(同0.8%増)・女性 251,900円(同0.8%増) ※男女間賃金格差(男=100) 74.4(前年差(注)0.1P上昇)。

・性別にみた賃金 男女別に賃金カーブをみると、男性では、年齢階級が高いほど賃金も高く、55～59歳で421,000円(20～24歳の賃金を100とすると195.8)と賃金がピークとなり、その後下降している。女性では、50～54歳の274,700円(同131.2)がピークとなっているが、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっている。

(2) 雇用形態別にみた賃金 雇用形態別の賃金をみると、男女計では、正社員・正職員 324,200円(年齢42.2歳、勤続年数12.5年)に対し、正社員・正職員以外 214,800円(年齢48.8歳、勤続年数8.7年)となっている。男女別にみると、男性では、正社員・正職員 350,700円に対し、正社員・正職員以外 240,200円、女性では、正社員・正職員 269,200円に対し、正社員・正職員以外 193,300円となっている。

(3) 新規学卒者の学歴別にみた賃金(月額) ・大学院 255,600円・大学 226,000円・高専・短大 207,200円・専門学校 208,000円・高校 177,700円。

(4) 企業規模別にみた賃金 企業規模別に賃金をみると、男性では、大企業 377,100円、中企業 331,700円、小企業 302,400円、女性では、大企業 266,400円、中企業 253,200円、小企業 232,900円となっている。企業規模間賃金格差(大企業=100)は、男性で、中企業88.0、小企業80.2、女性で、中企業95.0、小企業87.4となっている。

(5) 主な産業別にみた賃金 主な産業別に賃金をみると、男性では、「金融業、保険業」(479,200円)が最も高く、次いで「教育、学習支援業」(429,400円)となっており、「宿泊業、飲食サービス業」(278,200円)が最も低くなっている。女性では、「情報通信業」(315,500円)が最も高く、

次いで「教育、学習支援業」(306,900円)となっており、「宿泊業、飲食サービス業」(209,600円)が最も低くなっている。

【短時間労働者の賃金】

(1時間あたり)・男女計 1,414円(前年比(注)8.4%増)・男性 1,658円(同 2.9%増)・女性 1,323円(同 11.7%増)。

③ 厚生労働省・2019年国民生活基礎調査の概況

- (1) 世帯構造及び世帯類型の状況 2019(令和元)年6月6日現在における全国の世帯総数は5178万5千世帯となっている。世帯構造をみると、「単独世帯」が1490万7千世帯(全世帯の28.8%)で最も多く、次いで「夫婦と未婚の子のみの世帯」が1471万8千世帯(同28.4%)、「夫婦のみの世帯」が1263万9千世帯(同24.4%)となっている。世帯類型をみると、「高齢者世帯」は1487万8千世帯(全世帯の28.7%)となっている。
- (2) 年次別の所得の状況 2018(平成30)年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」が552万3千円となっている。また、「高齢者世帯」が312万6千円、「高齢者世帯以外の世帯」が659万3千円、「児童のいる世帯」が745万9千円となっている。
- (3) 世帯主の年齢階級別の所得の状況 世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均所得金額をみると、「50～59歳」が756万円で最も高く、次いで「40～49歳」、「30～39歳」となっており、最も低いのは「29歳以下」の362万6千円となっている。世帯人員1人当たり平均所得金額をみると、「50～59歳」が276万1千円で最も高く、最も低いのは「70歳以上」の190万1千円となっている。
- (4) 貯蓄、借入金の状況 2019年の貯蓄の状況をみると、全世帯では、「貯蓄がある」は81.9%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は1077万4千円となっている。高齢者世帯では、「貯蓄がある」は80.1%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は1213万2千円となっている。借入金の状況をみると、全世帯では、「借入金がある」は28.5%で、「1世帯当たり平均借入金額」は425万1千円となっている。また、児童のいる世帯では、「借入金がある」は55.8%で、「1世帯当たり平均借入金額」は1119万7千円となっている。
- (5) 児童のいる世帯の状況 児童のいる世帯は1122万1千世帯で全世帯の21.7%となっており、児童が「1人」いる世帯は525万世帯(全世帯の10.1%、児童のいる世帯の46.8%)、「2人」いる世帯は452万3千世帯(全世帯の8.7%、児童のいる世帯の40.3%)となっている。世帯構造をみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が852万8千世帯(児童のいる世帯の76.0%)で最も多く、次いで「三世帯世帯」が148万8千世帯(同13.3%)となっている。
- (6) 児童のいる世帯における母の仕事の状況をみると、「仕事あり」の割合は72.4%であり、上昇傾向となっている母の仕事の状況について、末子の年齢階級別に年次推移をみると、「正規の職員・従業員」「非正規の職員・従業員」とともに上昇傾向となっている。一方、「仕事なし」の割合は、すべての年齢階級で低下している。
- (7) 世帯主の年齢階級別に貯蓄の増減状況をみると、前年と比べて「貯蓄が減った」は総数で38.2%となっており、60歳以上では4割を超えている。貯蓄の減った世帯の減額理由をみると、すべての年齢階級で「日常の生活費への支出」は6割を超え、59歳以下では「入学金、結婚費用、旅行等の一時的な支出」が約3割となっている。
- (8) 貧困率の状況 2018(平成30)年の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は127万円となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯員の割合)は15.4%(対2015年△0.3ポイント)となっている。また、「子どもの貧困率」(17歳以下)は13.5%(対2015年△0.4ポイント)

ント)となっている。「子どもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)の世帯員についてみると12.6%(対2015年△0.3ポイント)となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では48.1%(対2015年△2.7ポイント)、「大人が二人以上」の世帯員では10.7%(対2015年0ポイント)となっている。

ポイント → 国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額をいう。

ポイント → 中央値とは、いくつかのデータを小さい方から順に並べたときの中央にある数のことで、データ数が偶数の場合は、中央値は真ん中にある2つの数の平均値になる。

■ 「労働法」における賃金の定義

①労働基準法 第11条(賃金)

この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対象として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

ポイント → 労基法での「労働の対償」とは、労働契約に基づいて労働者が提供した労働の見返りとして、使用者が労働契約に基づいて支払うものという意味に解せられる。使用者が「労働の対償」として労働者に支払うものであれば、賃金、給料、手当、賞与など名称を問わず、すべてのものが賃金となる。

ポイント → 労働者は使用者と労働契約を結ぶことで、使用者の指揮命令を受ける関係になる。このような労働者と使用者との関係を「使用従属関係」という。この使用従属関係の下で行われる労働の対価として、使用者が労働者に支払うものが賃金との定義。

②労働基準法 第1条(労働条件の原則)

労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならない。

2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

ポイント → 労働者が人たるに値する生活を営むためには、その標準家族の生活を含めて考えること(基発17号)。

ポイント → 労働条件とは、「労働者の職場における一切の待遇」をいう。当然賃金も含まれる。

■ 「賃金」決定の法的根拠

①労働基準法 第2条(労働条件の決定)

労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

2 労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない

ポイント → 賃金も「労働条件」であるから、当然この規定が適用されると考える。

■ そもそも「賃金」とは何か

①「労働の対償」とは何か、何を基準として定められるのか。

「賃労働と資本」(マルクス) → 賃金は、「資本家が一定量の生産的労働を買いとるためにもちいる既存の商品の一部」であり、労働力は「その所有者である賃労働者が資本に売る一商品である」。つまり、賃金は、生産された商品に対する労働者の分け前ではない。「労賃(註・賃金)は、

すでにみたように労働力という一定の商品の価格である。だから労賃は、あらゆる他の商品の価格を決定するのと同じ法則によって決定される。そして、商品の価格は何によって決定されるか。「買い手(註・資本家)と売り手(註・労働者)との競争によって、需要と供給との関係、欲求と提供との関係によってである」。

ポイント → 賃金は本質的には「労働の対償」ではなく、上記の三つの要素によって決定される。つまり、一定の「力関係」の中で決定されるということである。だからこそ、労働者にとっては、集団的労働関係を構築・強化していく必然性がある。

■ 賃金低下の構造的要因

- ① 完全失業者数の増大 → 政府統計によっても 188 万人である。尚、完全失業者とは、年齢が 15 歳以上である人口のうち以下の 3 つの条件を満たす者。イ、就業者ではない（月末 1 週間に少しでも仕事をした）ロ、仕事があればすぐに就業できる ハ、現在、求職活動やその準備をしている。労働者の側からは、このどれをとっても「失業者」の範疇である。したがってこれらを加えると、「失業者」は、おおよそ 2 倍の 350 万に上ると想定しうる。近年、24 歳以下の若年労働者(特に女性)の失業者数が増加している。
- ② 非正規雇用者数は 2054 万人と全雇用者数(5967 万人)の実に 34.4%である。つまり、三人に一人強が「非正規雇用者」である。そのうち男性は 664 万人、女性が 1390 万人である。女性が、非正規雇用者の約 3 分の 2 を占める。
- ③ 1 世帯あたりの平均所得金額は 552 万 3 千円となっている。月平均では、460,250 円である。先の統計(厚生労働省・令和 2 年賃金構造基本統計)で見た通り、この所得は、一人のみの所得では不可能だということである。二人以上の所得の合計が前提である。
- ④ 総務省の家計調査報告(2021 年 3 月平均)によれば、消費支出(二人以上の世帯)は、1 世帯当たり 309,800 円である。内訳は、食料 79,329 円、交通・通信 45,750 円、教養・娯楽 28,160 円、光熱・水道 27,401 円、住居 21,666 円、保健・医療 15,088 円、教育 13,727 円等である。税金や社会保険料などの「非消費支出」は 91,612 円となっている。総支出は、401,412 円である。1 世帯当たりの月平均所得 460,250 円から総支出を控除すると残額は、58,838 円である。二人以上世帯が具体的にどのような家族構成を平均しているのかは定かではないが、夫婦と子供 1 人~2 人の平均的世帯を想定して、この平均所得は果たして妥当な額であろうか。
- ⑤ 賃金格差である。先の「統計」によると、正社員・正職員(正規雇用者)324,200 円（年齢 42.2 歳、勤続年数 12.5 年）に対し、正社員・正職員以外(非正規雇用者)214,800 円（年齢 48.8 歳、勤続年数 8.7 年）である。男女別では、男性では、正規雇用者 350,700 円に対し、非正規雇用者 240,200 円、女性では、正規雇用者 269,200 円に対し、非正規雇用者 193,300 円である。正規雇用者と非正規雇用者との賃金差は全体で 109,400 円、男性 110,500 円、女性 75,900 円である。賃金格差は拡大している。そしてこの雇用形態は、低賃金構造を下支えしている。

※ 今回は、労働契約法第 20 条「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」に関する法的問題点について報告します。